

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人二本松学院
②設置大学名称	京都美術工芸大学
③担当部署	事務局 総務・学務課
④問合せ先	075-525-1515
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 28 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念を「我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸及び建築に係る教育、研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家、社会の発展に貢献すること」、教育目標を「社会人基礎力、学士力、職業実践力を身につけた専門職業人の育成に努めること」と学則に定め、大学ホームページにも掲載し、広く社会に公表しています。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を大学全体及び学部毎に定めている。これら３つのポリシーに加え、アセスメント・ポリシー（学修成果・教育成果の評価方針）も定め、教学マネジメントを確立させています。 また、建学の理念、教育目標の具現化を図るため、これらのポリシーに基づく自己点検・評価活動を通じて教育の質的向上（内部質保証）を継続的・体系的に行い、ポリシーの実質化に取り組んでいます。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	理事会が制定した「内部統制システム整備の基本方針」並びに法人規程の「管理運営規程」「組織規程」で権限と役割が規定されており、大学においては、学則の他、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長の役職別の選考規程を設け、教学組織の権限と役割の明確化を図っています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	大学の会議体の最上位に位置付けている「大学運営会議」をはじめ、教授会、研究科委員会、教員人事委員会、その他すべての各種委員会には事務管理職が構成員あるいは委員として参画しており、教職協働体制が確保されている。また、これらの委員会活動については一部を除き議題、資料、議事録について委員ではない教員や事務職員に対して学内ネットワークを通じた情報共有を図っており、全学的な教職協働体制を充実させています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係	学長が委員長を務める「FD・SD推進委員会」におい

る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	て、年度当初にファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動計画を策定している。継続的取り組みとして「学生による授業評価アンケート」を実施している。令和7年度からは、より建設的な意見を求めるため、無記名式から記名式に変更した。また、従来、当該科目の担当教員に対してのみアンケート結果を提示していたが、当該教員が学生の意見を踏まえてどのような授業改善を図ることとしたかを記載した「フィードバックシート」を委員会委員だけでなく学内共有することに変更し、教員組織全体への相乗効果を狙うこととしました。 なお、令和8年度のFD研修は、法律家を招聘して「ハラスメント防止」を、また、SD研修は「大学における研究活動と服務」をそれぞれテーマに取り上げ大学構成員全体の資質向上と共通理解を図りました。
-----------------------	--

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学の中期計画の策定は、法人の財務計画と整合させる必要があることから法人事務局と大学事務局と調整し、計画期間を5年間として策定している。この中期計画を毎年度の事業計画に反映させている。大学の中期計画は大学運営会議で、また大学分を含む法人全体の中期計画は、理事会審議を経て策定しています。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	5年間の中期計画を踏まえた毎年度の事業計画を基にした事業報告書を作成することとなるが外部機関との調整が必要な案件や予算規模の大きいものなど、当該年度中に実現しないこととなった案件は、実施年度を見直すなど法人事務局と大学事務局が連携して進捗管理を行っています。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、芸術学部と建築学部の2学部体制でそれぞれの専門領域に応じた「地域連携事業」や「産学連携プロジェクト」を展開しています。京都府、京都市、地元関係企業との連携などを通じた「工芸・デザイン領域の振興」、「文化財の保護・活用に関する社会貢献活動」、「建築デザイン・伝統建築領域の振興」、「地域社会への貢献と連携」など本学の設置目的と合致した取組みを通じて社会の要請に応える人材育成に努めています。
実施項目2-1②	説明

社会貢献・地域連携の推進	社会貢献・地域貢献の推進の取り組みとして、大学近隣の豊国神社へ毎年の干支をモチーフとして学生が制作する立体作品の奉納、また地元京都の伝統行事の「葵祭」「祇園祭」などへ大学イベントとして学生、教職員の参画しています。また、地元自治会の「夏祭り」「体育大会」への学生の社会活動参加など、継続的、多角的に実施しています。
--------------	---

原則２－２ 多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害の有無、価値観など、個人が持つ様々な違いを認め、尊重し、受け入れることの第一歩として心理カウンセラー、看護師と連携した学生相談体制の充実を図っています。 特に近年、大学入学の早い段階で学生生活に馴染めないことや対人関係がうまく構築できず退学を選択する者も増加していることから、令和７年度以降、所属学部、出身高校、出身都道府県を考慮した１０人程度による「学生ピアグループ」を編成し、学生支援施策を実施しています。令和８年８月に大学運営会議の下に「ダイバーシティ専門部会」を立ち上げ、大学構成員全体を対象にダイバーシティ・インクルージョンの推進を図ることとしました。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員等への女性登用について配慮しており、現状として監事１人(総数２人)、評議員１人(総数１０人)が女性です。

原則３－１ 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」で、理事は理事選任機関において評議員会の意見を参酌した上で選任し、理事選任機関の構成員は理事選任機関構成員選考会議において選任することとしており、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」で、理事会の招集は理事長が行うこととし、理事長以外の理事が招集する事もできることとしています。また、理事会の決定に際して、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定めています。このことにより、理事会運営の透明性を確保し、理事会と評議員会の協働体制を確保しています。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	「寄附行為」で、理事長は理事会に定期的に職務の執行状況を報告することとしています。また、理事会において法人全体に係る情報を報告し、情報共有を図るとともに研修機会の確保に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任について「寄附行為」にその選任手続を定めるとともに、評議員会において選任理由を丁寧に説明することで、選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保を図っています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	毎年「監事監査計画」及び「監査計画概要(会計監査人)」を定め、計画的に監事、会計監査人及び内部監査室の定期的な打合せ及び情報交換の場を設け、情報共有や相互の連携を図っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は理事会、評議員会及びその他法人等の重要な会議に出席するとともに、理事長と意見交換の場を持つことにより、法人の重要な情報の共有を図るとともに研修機会の確保に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任は「寄附行為」で選任区分ごとに人数を定め、具体的な選任方法は「寄附行為施行細則」で定めています。 具体的には、外部からの選任の割合を多くし、選任区分を複数設けて、広い層からの選任を行っています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」で評議員会の開催日や議題は理事会において決定し、理事会において決定する内容は、寄附行為に定める事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くこととしています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	令和7年度に新たに選任された評議員に対し、法人等に係る情報提供を行い、積極的に情報共有を図るとともに研修機会の確保に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「内部統制システム整備の基本方針」を制定し、「2. リスク管理に関する体制」において危機管理マニュアルの作成を含めたリスク管理体制を構築し、事業継続計画の策定・活用に努めています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス推進規程を制定し、理事長をコンプライアンス推進統括責任者とし、各部署にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者を設け、法令等遵守のための体制の整備を行ないました。 また、内部通報窓口を設置し、内部通報体制を整備しました。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学における情報公開は、法令上のものとして、学校教育法、同施行、私立学校法等に基づき、学校法人に関する情報公開を大学のウェブサイトで公開するとともに、SNS（LINE、X、Instagram、Facebook）も活用して情報公開に取り組んでいます。 令和 8 年 9 月に「大学の情報公開に関する基本方針」を策定しました。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生に対しては学内専用ホームページで学生生活に関わる情報提供を行っているが、学外からのアクセスができるよう早期に実現するよう取り組む。また、保護者向け、卒業生・修了生向け、求人企業向け、関係機関・団体向けなど情報提供項目を選別したステークホルダー別のサイトマップの整備に取り組んでいます。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明